

吸収合併に係る事後開示書面

2021年6月1日

愛知県安城市住吉町三丁目11番8号
株式会社マキタ
代表取締役社長 後藤宗利

当社は、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である尼寺空圧工業株式会社（東京都大田区西六郷二丁目50番12号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併につきまして、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1、吸収合併が効力を生じた日

2021年6月1日

2、吸収合併消滅会社における吸収合併をやめることの請求、反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に係る手続の経過

（1）吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2に基づく株主からの吸収合併をやめることの請求に係る手続について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

（3）反対株主の新株予約権買取請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者異議手続の経過

吸収合併消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、吸収合併消滅会社は、2021年2月15日付の官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。

3、吸収合併存続会社における吸収合併をやめることの請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に係る手続の経過

（1）吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、会社法第796条の2に基づく株主からの吸収合併をやめることの請求に係る手続について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、会社法第797条に基づく反対株主の株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。なお、当社は、2021年2月15日付の電子公告において公告を行いましたが、会社法施行規則第197条で定める数の株式を有する株主から本合併に反対する旨の通知はありませんでした。

（3）債権者異議手続の経過

当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、当社は、2021年2月15日付の官報及び電子公告において公告を行っております。

4、吸収合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5、会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別添のとおりです。

6、吸収合併の変更の登記をした日

2021 年 6 月 1 日

7、上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

2021 年 2 月 10 日

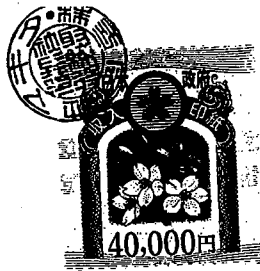
東京都大田区西六郷二丁目 50 番 12 号
(合併消滅会社) 尼寺空圧工業株式会社
代表取締役 鳥居忠良

当社は、当社を吸収合併消滅会社とし、株式会社マキタ（愛知県安城市住吉町三丁目 11 番 8 号）を吸収合併存続会社とする吸収合併につきまして、会社法第 782 条及び会社法施行規則第 182 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

- 1、吸収合併契約
別添のとおりです。
- 2、合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
- 3、合併対価について参考となるべき事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
- 4、吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
当社は新株予約権を発行しておりません。
- 5、計算書類等に関する事項
存続会社の最終事業年度の計算書類等（事業報告書及び監査報告書を含む）は別添のとおりです。
なお、当社及び存続会社ともに、重要な後発事象は生じておりません。
- 6、合併後の債務の履行の見込みに関する事項
合併当事者両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。
- 7、事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以 上



合 併 契 約 書

株式会社マキタ(以下「MJ」という。)と尼寺空圧工業株式会社(以下「MAK」という。)とは、両社の合併に関して次の契約を締結する。

第1条 MJとMAKは、MJを吸収合併存続会社、MAKを吸収合併消滅会社として合併(以下「本合併」という。)し、MJはMAKの権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社マキタ

本店 愛知県安城市住吉町三丁目11番8号

(2) 吸収合併消滅会社

商号 尼寺空圧工業株式会社

本店 東京都大田区西六郷二丁目50番12号

第2条 MJは、MAKの発行済み株式の全部を有するため、本合併に際してMAKの株主に対する対価の交付は行わない。

第3条 本合併の効力発生日は、2021年6月1日とする。ただし、会社法の手続きに従い、MJ及びMAKが協議のうえ、これを変更することができる。

第4条 MJは、効力発生日において、MAKの一切の資産、負債及び権利義務を承継する。

第5条 MJ及びMAKは、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務を執行するとともに、資産及び負債の管理を行う。

第6条 MJは、効力発生日において、MAKの従業員をMJの従業員として雇用する。

2 従業員の労働条件については、段階的に調整する。

第7条 本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、MJ 及び MAK が誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約の締結を証するため本書1通を作成し、MJ が保有する。

2020年9月23日

MJ 愛知県安城市住吉町三丁目11番8号

株式会社マキタ

取締役社長 後藤 宗利



MAK 東京都大田区西六郷二丁目50番12号

尼寺空圧工業株式会社

取締役社長 鳥居 忠良



第109期
計 算 書 類 等

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

1. 事業報告
2. 計算書類
3. 計算書類に係る付属明細書
4. 監査報告書

株 式 会 社 マ キ タ

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の国際的な経済情勢を見ますと、新型コロナウイルス感染拡大により急激に落ち込んだ世界経済は、各国の経済・金融政策やワクチン接種の広がりもあり徐々に持ち直す傾向にありますが、変異株による感染再拡大への懸念や米中摩擦の行方等、先行きの不透明な状況が依然として続いています。

このような情勢の中で当社グループは、開発面では、ハイパワー・長寿命・高耐久の「40Vmaxリチウムイオンバッテリー」シリーズの充電式工具をはじめとしたリチウムイオンバッテリー製品のラインアップ拡充に注力しました。

生産面では、需要の増加に対応した増産に取り組みました。又、グローバル生産の多極化を推進するとともに、製品の包装に使用されるポリ袋等を削減し、紙製等の環境に優しい素材へ切り替える脱プラスチック化の取り組みを開始しました。

営業面では、充電式の園芸用機器をはじめとするリチウムイオンバッテリー製品の拡販に引き続き注力するとともに、コロナ禍において通常の営業活動が困難になる中、地道な顧客サポートやアフターサービスを継続し、世界各地域のお客様との信頼関係のさらなる強化に努めました。

当期の当社グループの連結業績は、為替による海外売上目減り等があったものの、国内及び先進国を中心とした海外での販売が好調に推移したことから、売上収益は前期比23.5%増の608,331百万円となり、過去最高を更新しました。

地域別の売上収益については、次のとおりです。

国内では、建築・建設現場における高効率な充電製品への需要に加え、持続化給付金等の政策による下支えや巣ごもり需要等もあり、電動工具・園芸用機器共に販売が好調に推移したことから、前期比12.3%増の113,048百万円となりました。

欧州では、コロナ禍による移動制限の中、建築・建設現場における工具需要や旺盛な巣ごもり需要に対して、各国に拠点を持つ強みを発揮し、前期比30.8%増の282,725百万円となりました。

北米では、巣ごもり需要及び住宅着工件数の増加に伴う工具需要に加え、主力の充電製品のプロモーションが功を奏し、前期比25.8%増の90,945百万円となりました。

アジアでは、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞によって多くの国で販売が伸び悩みましたが、中国や台湾等での販売の増加により、前期比0.9%増の39,331百万円となりました。

中南米では、大幅な現地通貨安による売上目減りがあったものの、コロナ禍での巣ごもり需要や、経済活動の再開による工具需要及び充電製品の積極的な販売により、前期比13.1%増の29,403百万円となりました。

オセアニアでは、巣ごもり需要に加え、オーストラリアにおける政府の景気支援策等もあり、電動工具・園芸用機器共に充電製品を中心に売上を伸ばしたことから、前期比45.3%増の41,304百万円となりました。

中近東・アフリカでは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続くものの、一部の国においてコロナ禍収束後の需要回復に備える動きがあったこと等から、前期比16.1%増の

11,575百万円となりました。

以上の結果、当期の海外売上収益比率は、81.4%となりました。

営業利益については、原価率が上昇したものの、売上収益の増加により、前期比38.1%増の88,464百万円（営業利益率 14.5%）となりました。税引前利益は前期比32.1%増の87,199百万円（税引前利益率14.3%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は同29.9%増の62,018百万円（親会社の所有者に帰属する当期利益率10.2%）となりました。

(2) 対処すべき課題

世界経済の先行きの不透明な状況が続く一方で、頻発する自然災害や地球温暖化等の環境問題、人手不足といった社会課題の解決に貢献する、作業効率が高く、かつ人と地球環境に優しい工具に対する需要は先進国・新興国を問わず益々高まっていくものと思われます。

こうした経営環境を前提に、当社グループは、市場のコードレス化をリードするため、バッテリーの充放電技術とモータ技術を中心とした研究開発力・製品開発力を高めます。充電式の園芸用機器を電動工具に次ぐ将来の事業の柱と位置付け、エンジン製品からの置き換えを推進することにより脱炭素社会の実現に貢献します。清掃、アウトドア、防災等、新たな分野での新製品開発・拡販を強化し、「充電製品メーカー」への進化に取り組みます。グローバルな生産体制をさらに充実させるとともに、生産・調達・物流機能の強化・効率化を図ります。世界の各地域と顧客に密着するきめ細かな営業、アフターサービス体制の構築をさらに進め、マキタブランドの向上に努めます。

これらの施策を推し進めることにより、人の暮らしと住まい作りに役立つ工具のグローバルサプライヤーとして持続可能な社会の実現に貢献し、業界での確固たる地位の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

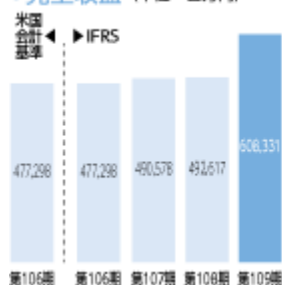
当期において実施しました設備投資の総額は49,855百万円であります。その内訳は、岡崎工場の物流棟並びに埼玉県物流センターの建物及び設備等当社で24,012百万円、中国工場の建物、機械設備及び新製品用金型等子会社で25,843百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

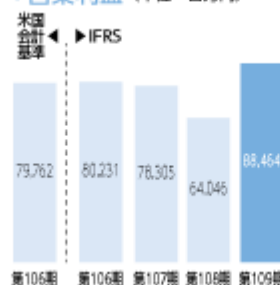
区 分	第106期 2018年3月期		第107期 2019年3月期	第108期 2020年3月期	第109期(当期) 2021年3月期
	米国会計基準	国際会計基準 (IFRS)			
売上収益 (百万円)	477,298	477,298	490,578	492,617	608,331
営業利益 (百万円)	79,762	80,231	78,305	64,046	88,464
税引前利益 (百万円)	79,678	79,865	79,919	66,008	87,199
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	54,755	54,943	55,750	47,731	62,018
基本的1株当たり 当期利益 (円)	201.70	202.39	205.37	175.80	228.41
希薄化後1株当たり 当期利益 (円)	201.68	202.37	205.34	-	-
資産合計 (百万円)	651,031	654,841	680,250	674,564	812,878
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	551,939	554,046	572,748	571,275	657,855
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) (%)	10.4	10.4	9.9	8.3	10.1

- (注) 1. 連結計算書類は、第107期より国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成しております。又、ご参考までに第106期についても国際会計基準 (IFRS) に準拠した数値を記載しております。
2. 財産及び損益の状況の推移については、国際会計基準 (IFRS) による用語に基づいて表示しております。
3. 基本的1株当たり当期利益並びに第106期及び第107期の希薄化後1株当たり当期利益は、普通株式の期中平均株式数に基づいて算出しております。
4. 第108期及び第109期の希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) = 親会社の所有者に帰属する当期利益 / {(期首親会社の所有者に帰属する持分 + 期末親会社の所有者に帰属する持分) / 2}
6. 金額表示については百万円未満を四捨五入しております。

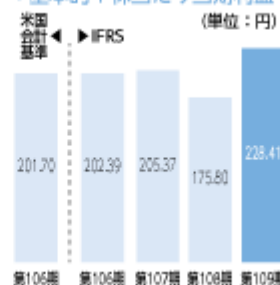
●売上収益 (単位: 百万円)



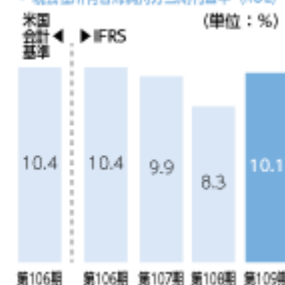
●営業利益 (単位: 百万円)



●基本的1株当たり当期利益 (単位: 円)



●親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (単位: %)



(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
マキタ U.S.A. Inc.	161,400千米ドル	100.0%	電 動 工 具 の 販 売
マキタ (U.K.) Ltd.	106,217千英ポンド	100.0	同 上
マキタ・ヴェルクツォイク GmbH (ドイツ)	7,669千ユーロ	※ 100.0	同 上
マキタ・フランス SAS	12,436千ユーロ	※ 55.0	同 上
マキタ Oy (フィンランド)	100千ユーロ	※ 100.0	同 上
マキタ LLC (ロシア)	83,207千ロシアルーブル	※ 100.0	同 上
牧田 (中国) 有限公司	80,000千米ドル	100.0	電動工具の製造販売
牧田 (昆山) 有限公司	25,000千米ドル	100.0	電 動 工 具 の 製 造
マキタ・オーストラリア Pty. Ltd.	13,000千豪ドル	100.0	電 動 工 具 の 販 売
マキタ EU S.R.L.	901,752千ルーマニアレイ	100.0	電 動 工 具 の 製 造
マキタ・ド・ブラジル Ltda.	717,567千ブラジルリアル	99.9	電動工具の製造販売

(注) ※印は子会社による出資を含む比率であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、ディスクグラインダ、インパクトドライバ、ハンマドリル、マルノコ等の電動工具、草刈機、生垣バリカン等の園芸用機器、エア釘打等のエア工具、充電式クリーナ等の家庭用機器並びにその他各種機器の製造・販売を主な事業としております。

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	安城	(愛知県)	
営	業	拠	点	東京、名古屋、大阪
工	場	岡崎	(愛知県)	

② 子会社

名	称	所	在	地
(販売拠点)				
マキタ	U.S.A. Inc.	米国	ロサンゼルス	
マキタ	(U.K.) Ltd.	英国	ロンドン	
マキタ・ヴェルクツォイク	GmbH	ドイツ	ラティンゲン	
マキタ・フランス	SAS	フランス	ビュッシー サンジョルジュ	
マキタ	Oy	フィンランド	ヘルシンキ	
マキタ	LLC	ロシア	モスクワ	
マキタ・オーストラリア	Pty. Ltd.	オーストラリア	シドニー	
(生産・販売拠点)				
牧田	(中国) 有限公司	中国	江蘇省昆山	
マキタ・ド・ブラジル	Ltda.	ブラジル	ポンタグロッサ	
(生産拠点)				
牧田	(昆山) 有限公司	中国	江蘇省昆山	
マキタ	EU S.R.L.	ルーマニア	ブラネスティ	

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	数
			18,624名							1,534名 (増)

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	数	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
			3,086名							128名(増)				40.5歳						17.1年

2 会社の株式に関する事項

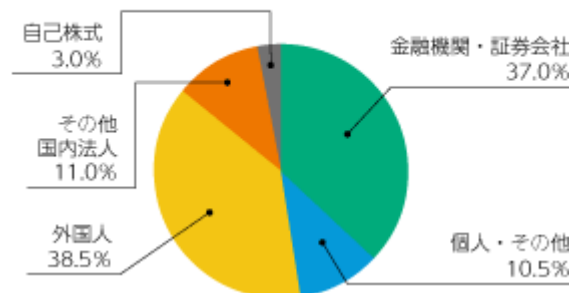
(1) 発行可能株式総数 992,000,000株

(2) 発行済株式の総数 280,017,520株
(自己株式 8,490,396株を含む)

(3) 株主数 12,180名

(4) 大株主

所有者別株式分布状況（株式数比率）



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,744千株	9.48%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	12,168	4.48
株 式 会 社 マ ル ワ	8,638	3.18
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	8,426	3.10
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ	6,774	2.49
マ キ タ 取 引 先 投 資 会	6,485	2.38
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,800	2.13
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,353	1.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	4,694	1.72
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	4,553	1.67

(注) 持株比率は当期末の発行済株式の総数（自己株式を除く）を基に算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(社外取締役を除く)	10,726株	11名

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役会長	後 藤 昌 彦	
※取締役社長	後 藤 宗 利	
取締役執行役員 常務執行役員	鳥 居 忠 良	生産本部長
取締役執行役員	丹 羽 久 能	品質本部長
取締役執行役員	富 田 真 一 郎	購買本部長
取締役執行役員	金 子 哲 久	開発技術本部長
取締役執行役員	太 田 智 之	開発技術本部副本部長
取締役執行役員	土 屋 隆	国内営業本部長
取締役執行役員	吉 田 雅 樹	生産本部副本部長
取締役執行役員	表 孝 至	海外営業本部長
取締役執行役員	大 津 行 弘	管理本部長
取締役	森 田 章 義	
取締役	杉 野 正 博	株式会社LIXIL 顧問 ミサワホーム株式会社 社外取締役 北恵株式会社 社外取締役
常勤監査役	若 山 光 彦	
常勤監査役	児 玉 朗	
監査役	山 本 房 弘	山本公認会計士事務所 所長 シロキ工業株式会社 社外監査役 山本房弘税理士事務所 所長
監査役	井 上 尚 司	井上尚司法律事務所 弁護士 名鉄運輸株式会社 社外取締役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 当社は、グループ戦略の迅速な実行及び業務執行体制を強化するために、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役兼務を含む18名で構成されております。
3. 取締役 森田章義氏及び杉野正博氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 児玉 朗氏、山本房弘氏及び井上尚司氏は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役 児玉 朗氏は、金融機関に長年勤務しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 山本房弘氏は、日本及び米国の公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役 森田章義氏及び杉野正博氏、監査役 児玉 朗氏、山本房弘氏及び井上尚司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
8. 当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員（海外子会社については、当社からの出向役員及び、当社と海外子会社との兼務役員に限る）を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。
保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
9. 取締役 森田章義氏は、2021年4月29日逝去により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数					
		基 本 報 酬	員 数	業 績 連 動 報 酬		非 金 銭 報 酬	
				賞 与	員 数	譲渡制限付株式報酬	員 数
取 締 役	417百万円	124百万円	13名	250百万円	11名	43百万円	11名
監 査 役	41	41	4	-	-	-	-
合 計	458	165	17	250	11	43	11

- (注) 1. 上記基本報酬の総額には社外役員（社外取締役2名、社外監査役3名）に支払った3千6百万円が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役8名に対して、使用人給与相当額（賞与を含む。）1億4千6百万円を支払っております。
3. 当社は2006年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。同総会において、役員退職慰労金はそれぞれの退任時に支給し、その具体的金額、支払方法等を取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任していただくことが決議されておりましたが、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役への役員退職慰労金の支給金額及び方法等の決定については、実際の対象役員の退任時に指名・報酬委員会に委任することを決議しております。
- 2021年3月31日現在の役員退職慰労引当金計上額は、取締役3名に対して3億2千6百万円であります。
4. 当社は1989年5月16日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億4千万円（同総会後取締役12名）とする旨の決議をいただいております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。また、同総会において、監査役の報酬限度額は年額6千万円（同総会後監査役3名）とする旨の決議をいただいております。
5. 当社は業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対して賞与を支給しております。賞与は、株主の皆様を意識した経営を行うことを目的として、剰余金の配当と同様、特殊要因を加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益を基準としており、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、取締役会が一定の計算式に基づいて賞与の総額を決定し、株主総会に付議します。各取締役への賞与の配分については、取締役会の決議により委任を受けた指名・報酬委員会が業績、役職等に基づき、決定します。なお、当事業年度における特殊要因を加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益は228円41銭です。
6. 当社は非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を支給しております。当社は2019年6月26日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てによる報酬制度の導入を決議しており、上記4. の報酬額とは別枠として、対象取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とする旨、並びに対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数（上限）を100,000株とする旨を決議しております。当該定時株主総会の決議の対象となる取締役の員数は11名（社外取締役を除く。）です。
- 当該譲渡制限付株式報酬の内容は、「(4)譲渡制限付株式報酬に関する事項」（47頁）に記載のとおりです。
7. 上記譲渡制限付株式報酬は、当期における費用計上額を記載しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び委任等に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更について決議しております。取締役の報酬は、月例報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬によって構成されており、中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとなるよう、月例報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬の割合を適切に定めます。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（役員賞与を除く。）については、変更前の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づいており、当該方針に定める手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する委任に関する事項

月例報酬及び役員賞与については、取締役会の決議に基づき、個人別の報酬等の額の決定を指名・報酬委員会に委任します。指名・報酬委員会は代表取締役会長後藤昌彦氏、代表取締役社長後藤宗利氏、社外取締役森田章義氏、社外取締役杉野正博氏の4名によって構成され、委員長は社外取締役杉野正博氏が務めております。

月例報酬及び役員賞与について、取締役会が個人別の報酬等の額の決定を指名・報酬委員会に委任した理由は、委員長を経営陣から独立した社外取締役とする指名・報酬委員会での審議・決定に委ねることにより、報酬等の決定に係る手続の透明性、客観性及び公正性を確保するためです。

当事業年度に係る役員賞与についての個人別の報酬等の額は、取締役会から委任を受けた指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めて多角的に審議し、決定する予定であることから、取締役会はその決定を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

- (注) 1. 上記指名・報酬委員会の委員であった社外取締役森田章義氏は2021年4月29日に逝去しており、当社は2021年5月21日開催の取締役会において、上記指名・報酬委員会の委員から森田章義氏を除く旨を決議しております。なお、2021年6月25日開催予定の定時株主総会において岩瀬隆広社外取締役候補者及び児玉 朗社外取締役（監査等委員）候補者が選任された場合は、岩瀬隆広氏及び児玉 朗氏を上記指名・報酬委員会の委員として増員する予定です。
2. 2021年6月分までの取締役に対する月例報酬についての個人別の報酬額の決定は、取締役会決議により委任を受けた代表取締役会長後藤昌彦氏が他の取締役と協議の上、業績、職位、従業員の昇給等を勘案する等一定のルールに基づき、株主総会で決議された報酬限度額内で、各取締役の月例報酬額を決定しております。代表取締役会長に委任した理由は総合的に勘案し、役員の報酬額を決定できると判断したためです。2021年7月分以降の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する月例報酬についての個人別の報酬額につきましては、取締役会決議による委任を受けた指名・報酬委員会が決定する予定です。

③ 監査役の報酬に関する事項

監査役の報酬については、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、監査役の協議で決定しております。

(4) 譲渡制限付株式報酬に関する事項

① 譲渡制限付株式報酬の概要

譲渡制限付株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、社外取締役を除く取締役に対して導入しております。各取締役への譲渡制限付株式の割当てについては、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、取締役会において役職等に基づき、決定します。なお、譲渡制限付株式は毎年一定の時期に付与します。

② 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、50年間（以下、「譲渡制限期間」という。）当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。又、本割当株式のうち、上記②の譲渡制限期間が満了した時点において下記④の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間が満了した時点まで継続して当社の取締役の地位にあった場合には、当該満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとします。

又、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

- ⑤ 譲渡制限付株式報酬の交付状況
「2 会社の株式に関する事項(5)」(42頁)に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ② 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	主な活動状況
取締役	森 田 章 義	100% 12回／12回中	—	世界有数の企業集団であるトヨタグループにおける経営者としての経験と幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当社取締役会において、当該視点からの助言及び業務執行に対する監督等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
取締役	杉 野 正 博	100% 12回／12回中	—	世界有数の企業集団であるLIXILグループにおける経営者としての経験と幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当社取締役会において、当該視点からの助言及び業務執行に対する監督等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
監査役	児 玉 朗	100% 12回／12回中	100% 15回／15回中	金融機関における長年の経験と専門的な知見を有しており、その専門的見地から意見を述べております。
監査役	山 本 房 弘	100% 12回／12回中	100% 15回／15回中	公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。
監査役	井 上 尚 司	100% 12回／12回中	100% 15回／15回中	弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

- ③ 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当期に係る会計監査人の報酬等の額	125百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	125

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 有限責任 あずさ監査法人は、KPMGインターナショナルの日本におけるメンバーファームであり、当社のすべての重要な子会社の会計監査を、KPMGインターナショナルのメンバーファームが行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、解任後最初に招集される株主総会に解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

又、会計監査人の独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づいて、会計監査人の不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役会は、当社グループの役員及び従業員全員の行動指針となる「倫理指針」及び「マキタ倫理指針のガイドライン」を定め、各取締役は執行役員及び従業員に周知徹底させる。
 - (ii) 企業倫理やコンプライアンスを徹底するため、「企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程」を定め、当社グループ内外に連絡窓口を設置し、問題を汲み上げる体制を構築する。又、ホームページ上に会計、内部統制及び監査に関して外部からの意見・指摘を受ける窓口を設置する。
 - (iii) 内部監査室は、随時必要な内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程、稟議規程等社内規程に基づき、適切に保存し管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 各取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、経営上重大な事態が生じた場合は取締役会及び監査役会へ報告する。
- (ii) 各部門において、品質管理、災害防止、資金運用等、必要に応じリスク管理のための規程、ガイドライン等を定め運用する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。又、取締役会が決定する経営方針に基づき、事業年度ごとに各部門における重点目標を策定し、各取締役がその達成に向け職務を執行するとともに、取締役会は進捗及び実績を管理する。
- (ii) 取締役会は、経営方針を実施するための基本となる経営組織、役職、職務分掌及び職務権限に関する基準を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- (iii) 当社グループ戦略の迅速な実行及び業務執行体制を強化するために、執行役員制度を導入し、機動的かつ効率的な業務運営を図る。
- (iv) すべての子会社について、当社の内に対応窓口部署を定め、子会社の業務が効率的に行われるよう、協議、情報交換等を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の効率性の向上を図る。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) すべての子会社は担当取締役の管轄下にあり、報告規程に基づき経営上重要な事項、不正等に関する事項を適切に報告する。担当取締役はこの報告を受けて必要に応じて監視状況を取締役会に報告する。
 - (ii) 財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの財務報告に係る内部統制の文書化及び評価の方針を定め、その有効性を評価する。
 - (iii) 監査役による当社グループの内部統制システムの監視・検証のため、内部監査室等との連携及び会計監査人からの報告の体制を整備する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき従業員として、必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - (i) 監査役の職務を補助すべき従業員は、他部署の職務を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
 - (ii) 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性を確保するため、その任命、異動等に関する事項の決定については監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (i) 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、経営上重要な事項、不正等に関する事項、内部統制システムの構築状況及び運用状況、内部通報制度の運用及び通報の内容等につき、当社の監査役に報告する。
 - (ii) 当社の監査役は、必要に応じて当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して報告を求めることができ、当社の監査役が当社グループの取締役及び会計監査人と意見交換等を行うことができる体制を整備する。
 - (iii) 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査役会による会計監査人の監督機能を強化するため、「監査及び非監査業務の事前承認に係る方針及び手続き」を定める。監査役監査基準に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。
 - (ii) 監査役の独立性を確保するため、監査役報酬は全額固定報酬とする。
 - (iii) 監査役の職務の執行に係る費用については毎年予算を確保し、その費用は当社が負担する。
- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - (i) 当社グループは、企業の社会的責任の観点から、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による事業活動への関与には、常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - (ii) 経営姿勢／品質方針に「反社会的勢力の介入を許さない」方針を明記し、社内及びホームページに掲示し、社内外に周知する。
 - (iii) 業務遂行上遵守すべき行動基準を定めた「マキタ倫理指針のガイドライン」において、反社会的勢力との取引の禁止を明記し、各取締役は執行役員及び従業員に周知徹底させる。
 - (iv) 警察及び公益財団法人暴力追放愛知県民会議等外部関連団体と常に連携をとりながら、反社会的勢力による事業活動への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。
 - (v) 平素より警察及び外部関連団体から情報を収集するとともに、積極的に研修会へ参加し当該情報の当社及び当社グループ関係部門での情報共有に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスに関する取り組みの状況
 - (i) 「倫理指針」、「マキタ倫理指針のガイドライン」及び「企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程」を当社グループの役員及び従業員全員に対して継続的に周知・教育を行っております。
 - (ii) 従業員全員に対してアンケートを実施する等、コンプライアンスの重要性への意識づけと「倫理指針」の理解浸透を図っております。

② リスク管理に関する取り組みの状況

代表取締役、担当取締役、常勤監査役、内部監査室及び当社の各部門長が出席し、当社グループの事業活動におけるリスクの抽出・精査を行う開示委員会を当期は3回開催しました。

③ 内部監査に関する取り組みの状況

- (i) 内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を監査役会及び経営陣に報告しております。
- (ii) 内部統制監査等において発見された内部統制の不備については、適時かつ適正な是正が行われる仕組みを構築しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取り組みの状況

- (i) 取締役会にて、各部門の年度目標を承認するとともにその達成状況の進捗を管理しております。
- (ii) 業務執行を担当する執行役員（期末時点で18名、うち海外在勤5名）を主要各部門に配置し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

⑤ 監査役の職務に関する取り組みの状況

- (i) 監査役は、会計監査人と四半期ごとに会合を開催し、情報交換を行っております。
- (ii) 監査役は、すべての取締役と個別に面談を行い、情報交換を行っております。
- (iii) 監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しております。

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	540,328	流動負債	121,798
現金及び現金同等物	148,640	営業債務及びその他の債務	59,792
営業債権及びその他の債権	95,691	借入金	2,612
棚卸資産	267,547	その他の金融負債	4,080
その他の金融資産	18,227	未払法人所得税	11,218
その他の流動資産	10,223	引当金	3,665
		その他の流動負債	40,431
非流動資産	272,550	非流動負債	27,754
有形固定資産	189,366	退職給付に係る負債	3,406
のれん及び無形資産	9,364	その他の金融負債	11,764
その他の金融資産	51,011	引当金	1,421
退職給付に係る資産	10,685	繰延税金負債	10,954
繰延税金資産	8,860	その他の非流動負債	209
その他の非流動資産	3,264	負債合計	149,552
資産合計	812,878	(資本の部)	
		資本金	23,805
		資本剰余金	45,559
		利益剰余金	588,644
		自己株式	△11,543
		その他の資本の構成要素	11,390
		親会社の所有者に帰属する持分合計	657,855
		非支配持分	5,471
		資本合計	663,326
		負債及び資本合計	812,878

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	608,331
売上原価	△405,282
売上総利益	203,049
販売費及び一般管理費等	△114,585
営業利益	88,464
金融収益	1,813
金融費用	△3,078
税引前利益	87,199
法人所得税費用	△24,515
当期利益	62,684
当期利益の帰属	
親会社の所有者	62,018
非支配持分	666

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計
当期首残高	23,805	45,531	540,063	△11,554	△26,570	571,275
当期利益			62,018			62,018
その他の包括利益					38,913	38,913
当期包括利益合計	－	－	62,018	－	38,913	100,931
配当金			△ 14,390			△ 14,390
自己株式の取得				△4		△4
株式報酬取引		28		15		43
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替			953		△953	－
所有者との取引額合計	－	28	△ 13,437	11	△953	△ 14,351
当期末残高	23,805	45,559	588,644	△ 11,543	11,390	657,855

	非支配 持分	資本 合計
当期首残高	4,473	575,748
当期利益	666	62,684
その他の包括利益	332	39,245
当期包括利益合計	998	101,929
配当金	－	△14,390
自己株式の取得		△4
株式報酬取引		43
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替		－
所有者との取引額合計	－	△14,351
当期末残高	5,471	663,326

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	170,529	流動負債	70,008
現金及び預金	51,939	買掛金	49,864
受取手形	181	未払金	4,038
売掛金	69,923	未払費用	7,110
有価証券	1,008	未払法人税等	6,515
製品・商品	25,525	役員賞与引当金	256
仕掛品	1,685	製品保証引当金	600
原材料・貯蔵品	3,783	その他	1,625
短期貸付金	11,674	固定負債	3,261
その他	4,820	繰延税金負債	1,797
貸倒引当金	△9	退職給付引当金	238
固定資産	333,108	役員退職慰労引当金	326
有形固定資産	74,705	長期預り金	181
建物	28,067	その他	719
構築物	2,470	負債合計	73,269
機械及び装置	5,284		
車両運搬具	135	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	6,437	株主資本	415,207
土地	18,338	資本金	24,206
建設仮勘定	13,974	資本剰余金	47,676
無形固定資産	2,967	資本準備金	47,525
ソフトウェア	1,014	その他資本剰余金	151
工業所有権	617	利益剰余金	354,868
その他	1,336	利益準備金	5,669
投資その他の資産	255,436	その他利益剰余金	349,199
投資有価証券	44,517	配当準備積立金	750
関係会社株式	101,290	研究開発積立金	1,500
関係会社出資金	93,429	圧縮記帳積立金	2,410
長期貸付金	74	別途積立金	85,000
差入保証金	5,026	繰越利益剰余金	259,539
前払年金費用	11,035	自己株式	△11,543
その他	65	評価・換算差額等	15,161
資産合計	503,637	その他有価証券評価差額金	15,161
		純資産合計	430,368
		負債及び純資産合計	503,637

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		378,486
売上原価		304,871
売上総利益		73,615
販売費及び一般管理費		42,630
営業利益		30,985
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,218	
有価証券売却益	16	
その他の営業外収益	408	16,642
営業外費用		
有価証券売却損	14	
為替差損	35	
その他の営業外費用	4	53
経常利益		47,574
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	240	
子会社株式評価損	167	407
税引前当期純利益		47,167
法人税、住民税及び事業税		10,450
法人税等調整額		△360
当期純利益		37,077

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	24,206	47,525	123	47,648
当期変動額				
圧縮記帳積立金の積立				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			28	28
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計			28	28
当期末残高	24,206	47,525	151	47,676

	株主資本								
	利益剰余金						自己株式	株主資本 合計	
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計			
配当準備 積立金		研究開発 積立金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	5,669	750	1,500	2,447	85,000	236,815	332,181	△11,554	392,481
当期変動額									
圧縮記帳積立金の積立				3		△3			
圧縮記帳積立金の取崩				△40		40			
剰余金の配当						△14,390	△14,390		△14,390
当期純利益						37,077	37,077		37,077
自己株式の取得								△4	△4
自己株式の処分								15	43
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計				△37		22,724	22,687	11	22,726
当期末残高	5,669	750	1,500	2,410	85,000	259,539	354,868	△11,543	415,207

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,877	5,877	398,358
当期変動額			
圧縮記帳積立金の積立			
圧縮記帳積立金の取崩			
剰余金の配当			△14,390
当期純利益			37,077
自己株式の取得			△4
自己株式の処分			43
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	9,284	9,284	9,284
当期変動額合計	9,284	9,284	32,010
当期末残高	15,161	15,161	430,368

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な会社名

53社 マキタ U.S.A. Inc.、マキタ (U.K.) Ltd.、
マキタ・ヴェルクツォイク GmbH (ドイツ)、マキタ・フランス SAS、
マキタ Oy (フィンランド)、マキタ LLC(ロシア)、牧田 (中国) 有限公司、
牧田 (昆山) 有限公司、マキタ・オーストラリア Pty.Ltd.、
マキタ EU S.R.L.、マキタ・ド・ブラジル Ltda.

3. 金融商品の評価基準及び評価方法

① 非デリバティブ金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、当初認識時において、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当社グループでは、営業債権及びその他の債権については発生日に当初認識しており、その他の金融資産については金融商品の契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した額で当初測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で当初測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産に分類されずに公正価値で測定することとされた金融資産のうち、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、

当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく下落した場合にその累計額を利益剰余金に振り替えております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品からの配当収益については純損益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益及び利息収益は純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合に、認識を中止しております。

② 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対して、貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、契約に基づいて受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の割引現在価値に基づいて測定しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。当初認識以降に著しく増大していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。なお、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、期日経過の情報や内部信用格付に基づく相手先の信用リスク特性に応じて区分し、その区分に応じて算定した過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各期末日における債務不履行発生リスクを比較して判断しており、期日経過情報のほか、合理的かつ裏付け可能な情報を考慮しております。金融資産の全部又は一部について回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断された場合は債務不履行が生じているとみなし、債務不履行に該当した場合は信用減損金融資産として取り扱っております。

金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額及び戻入額は、純損益で認識しております。

③ 非デリバティブ金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、当初認識時において、償却原価で測定する金融負債及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は、当初認識時に公正価値で測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、公正価値から直接帰属する取引コストを控除した額で測定しております。

(ii) 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となった時に認識を中止しております。

④ デリバティブ

当社グループでは、為替変動リスクをヘッジするために、為替予約のデリバティブ取引を行っております。デリバティブは公正価値で当初認識し、当初認識後も公正価値で再測定しております。デリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しております。

4. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおり、取得原価の算定にあたっては、加重平均法を用いております。加工費には正常生産能力に基づく製造間接費の配賦額を含めております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、販売に要する見積コストを控除した額であります。

5. 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は、取得原価から残存価額を控除した償却可能価額について、使用可能となった時点から見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 : 3年から60年

機械装置及び備品 : 3年から20年

なお、減価償却方法、残存価額及び見積耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。

② 無形資産

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

・開発費 : 5年

・ソフトウェア : 2～10年

・工業所有権 : 4～17年

無形資産の償却方法、残存価額及び見積耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。

③ 使用権資産

使用権資産は、当初認識後、原資産の所有権がリース期間の終了時までに移転される場合、又は使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には、原資産の見積耐用年数で、それ以外の場合には、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で減価償却を行っております。

6. 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産は、報告期間の期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。

減損の兆候が存在する場合には減損テストを実施し、当該資産の回収可能価額を見積っております。なお、のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については償却を行わず、毎年及び減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。資金生成単位又は資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価

額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っておりません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積っており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っております。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲内で純損益にて認識しております。

7. 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、当該引当金は負債の決済に必要と予想される支出額の現在価値で測定しております。現在価値は、貨幣の時間的価値とその負債に特有なリスクを反映した税引前割引率を用いて計算しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

製品保証引当金は、製品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、過去の実績額に基づき、現行の製品不良率、過去に実績のない特定製品の不具合、不良製品の修理において被る材料費や発送費用の発生等による影響を考慮して計上しております。製品保証引当金は、収益認識がなされた時点で引当金及び売上原価として計上されております。

8. 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

(i) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る資産又は負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。当期勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益として認識しております。過去勤務費用は発生した期の費用として認識しております。

確定給付制度に係る資産又は負債の純額の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益に一括認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出制度については、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として認識しております。

9. 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートにより機能通貨に換算しております。

外貨建非貨幣性資産及び負債は、取得原価により測定されているものは、取引日の為替レートを 사용하여換算し、公正価値で測定されるものは、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。当該換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する資本性金融商品の換算により発生した差額はその他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、期末日の為替レートで、収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートで日本円に換算しております。この結果生じる換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

10. 収益認識

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは電動工具、園芸用機器等の製造・販売を主な事業としております。これらの製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。又、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

11. 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

当社グループが当連結会計年度より適用している基準及び解釈指針は以下のとおりです。

IFRS	新設・改訂の概要
IAS第1号 財務諸表の表示 IAS第8号 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬 (2018年10月改訂)	「重要性がある」の定義を改訂

上記の基準等の適用が連結計算書類に与える重要な影響はありません。

表示方法の変更

「会社計算規則の一部を改正する省令」の適用に伴う変更

「会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第45号 2020年8月12日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

・ 確定給付制度債務の測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した確定給付制度債務の金額は40,507百万円です。当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しております。数理計算上の仮定には、割引率等様々な変数についての見積り及び判断が求められます。数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

・ 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は8,860百万円です。繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合には、繰延税金資産の残高が増減する可能性があります。

・棚卸資産の評価

当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産の金額は267,547百万円であり、正味実現可能価額の下落による簿価切下額20,972百万円を差し引いて計上しております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。正味実現可能価額で測定する場合には、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。

正味実現可能価額は通常の営業過程における見積売価から販売に要する見積コストを控除した額であります。ただし、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、販売方針、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額を算定しております。

市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権

1,555百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

150,197百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首	増	加	減	少	当 期 末
普 通 株 式	280,017,520株		－株		－株	280,017,520株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	11,675	43	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	2,715	10	2020年9月30日	2020年11月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	16,020	59	2021年3月31日	2021年6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（為替リスク・株価リスク・金利リスク・信用リスク・流動性リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

(1) 市場リスク

(i) 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、外貨建による売買取引において、為替相場の変動によるリスクに晒されております。外国建取引については、外貨預金口座を通じての決済、為替予約のデリバティブ取引により為替変動リスクをヘッジすることで、この為替変動リスクによる影響を軽減しております。なお、このデリバティブ取引について、ヘッジ会計は適用しておりませんが、この取引が為替変動による影響を有効に相殺しているものと判断しております。

(ii) 株価リスク管理

当社グループは、上場株式を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されておりま
す。当該リスクに対しては、市場価格や発行体の財務状況等を定期的に把握し、保有
状況を適宜見直しております。

(2) 金利リスク

当社グループの有利子負債は借入金及びリース債務であり、原則として固定金利で調達し
ております。従って、当社グループにとって金利リスクは重要ではないと判断しておりま
す。

(3) 信用リスク

当社グループは、保有する金融資産の相手が債務を履行できなくなるにより、財務上
の損失を被る信用リスクに晒されております。営業債権である売掛金及び受取手形につい
ては、顧客の信用リスクに晒されております。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先に対して与信限度枠を設定し、営業管理部
署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理
するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、信用リスクの軽減を
図っております。なお、当社グループは、単独の取引先又はその取引先が所属するグルー
プについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループの資金運用は、預入先や債券の発行体の信用リスクに晒されております。

当社グループは資金運用ガイドラインに従い、現金及び現金同等物、その他の金融資産に
ついて、格付けの高い金融機関の商品のみを保有しており、信用リスクは低いと考えてお
ります。

(4) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に
関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであり
ます。

営業債務及びその他の債務、借入金及びその他の金融負債は流動性リスクに晒されてお
りますが、当社グループでは、適時資金計画を作成・更新するとともに、金融機関からの借
入枠を維持すること等により、当該リスクを管理しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産		
負債性証券	2,304	2,308

(注) 1. 連結財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は上表には含めておりません。

2. 償却原価で測定する金融資産の負債性証券は、連結財政状態計算書の「その他の金融資産」に含まれております。

3. 公正価値の測定方法

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(借入金)

全て一年以内に返済されるものであり、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

その他の金融資産のうち、3ヵ月超の定期預金については、短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。上場株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として、取引所の市場価格によっております。負債性証券は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格により算定しております。

デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債として、為替レート等の市場で観察可能な基礎条件に基づいて算定しております。

収益認識に関する注記

当社グループの主要な事業における顧客との契約に基づく履行義務の内容及び履行義務に係る収益認識時点については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 10.収益認識に記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり親会社所有者帰属持分 2,422円80銭

基本的1株当たり当期利益 228円41銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）

子会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ……移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準

……………時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品・原材料

……………総平均法

貯蔵品

……………最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定額法

（リース資産除く） 主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 38～50年

機械及び装置 5～10年

無形固定資産 ……定額法

（リース資産除く） 自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

工業所有権については4～17年の定額法によっております。

リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金	……………	売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
役員賞与引当金	……………	役員賞与の支出に備えて、当期における支給見込額に基づき計上しております。
製品保証引当金	……………	製品のアフターサービスに対する支出及び製品販売後の無償修理費用等の支出に備えるため、過去の実績等を基礎として見積算出額を計上しております。
退職給付引当金	……………	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金及び前払年金費用として計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
役員退職慰労引当金	……………	2006年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。当期末の残高は、在任役員のうち2006年6月29日までに就任した取締役（社外取締役を除く）に対する制度廃止までの就任期間に応じた積立額であります。

6. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7. 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

- ・ たな卸資産の評価

当事業年度の計算書類に計上したたな卸資産の金額は30,993百万円であり、収益性の低下による簿価切下額934百万円を差し引いて計上しております。

たな卸資産は、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。

事業年度末における正味売却価額（見積売価から見積販売直接経費を控除して算出）が取得原価より下落している場合には、正味売却価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留するたな卸資産については、販売方針、将来の需要や市場動向を考慮し、帳簿価額の切下げを行っております。

市場環境が予測より悪化して収益性が著しく低下した場合には、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	30,534百万円
構築物	2,639百万円
機械及び装置	11,979百万円
車両運搬具	248百万円
工具、器具及び備品	26,786百万円
合計	72,186百万円

2. 保証債務

金融機関からの借入金に対する保証	
マキタ U.S.A. Inc.に対する保証極度額（5千万米ドル）	5,536百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	62,775百万円
短期金銭債務	43,788百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	245,250百万円
仕入高等	238,443百万円
営業取引以外による取引高	15,787百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首	増 加	減 少	当 期 末
普 通 株 式	8,500,530株	592株	10,726株	8,490,396株

(変動の理由)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 592株

減少の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の割当による減少 10,726株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	1,874百万円
たな卸資産	676百万円
未払事業税等	453百万円
投資有価証券評価損	1,752百万円
減価償却超過額	3,136百万円
役員退職慰労引当金	98百万円
固定資産減損	84百万円
その他	90百万円
小計	8,163百万円
評価性引当額	△364百万円
合計	7,799百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△3,261百万円
その他有価証券評価差額金	△5,292百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△1,043百万円
合計	△9,596百万円

繰延税金負債の純額	△1,797百万円
-----------	-----------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.2%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.4%
外国子会社配当金源泉税	2.1%
試験研究費税額控除	△1.8%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.4%

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内 320百万円

1 年超 2,114百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の 名 称	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注 4)	科目	期末残高 (百万円) (注 4)
役員及び その近親者が 議決権の過半数を 所有している会社等 (当該会社等の 子会社を含む)	株式会社 トーア (注 1)	自動制御装置の 設計、製作 及び販売	被所有 直接 0.0	生産設備の購入 役員兼任(2名)	生産設備の購入 (注 3)	182	未払金	17
	株式会社 マルワ (注 2)	不 動 産 業	被所有 直接 3.2	広 告 掲 出 役員兼任(2名)	広告宣伝(注 3)	2	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 当社取締役会長 後藤昌彦、取締役社長 後藤宗利及びその近親者が議決権の100%を所有しております。

(注 2) 当社取締役会長 後藤昌彦、取締役社長 後藤宗利及びその近親者が議決権の68.2%を所有しております。

(注 3) 株式会社トーア及び株式会社マルワとの取引は、市場実勢価格を勘案して、交渉のうえ、価格を決定しております。

(注 4) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 子会社等

属性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)
子 会 社	マキタ U.S.A. Inc. (米 国)	直接 100.0	債務保証 商品および 製品の販売等 増資の引受 役員兼任(2名)	債務保証 (注1)	5,536	—	—
				商品および製品の 販売等 (注2)	42,083	売掛金	5,229
				増資 (注3)	5,629	—	—
	マキタ・オーストラリア Pty.Ltd. (豪 州)	直接 100.0	商品および 製品の販売等	商品および製品の 販売等 (注2)	24,237	売掛金	5,914
	牧田 (中国) 有限公司 (中 国)	直接 100.0	商品及び 製品等の仕入 役員兼任 (3名)	商品及び製品等の 仕入 (注2)	55,535	買掛金	11,368
	牧田 (昆山) 有限公司 (中 国)	直接 100.0	商品及び 製品等の仕入 役員兼任 (3名)	商品及び製品等の 仕入 (注2)	168,878	買掛金	28,484

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) マキタ U.S.A. Inc. に対し債務保証を行ったものであります。取引金額欄には保証極度額
(5千万米ドル、期限なし) を記載しております。

(注2) 製品等の価格その他の取引条件については、市場実勢価格を勘案して、交渉のうえ、価格を決定しております。

(注3) 増資の引受をしたものであります。

(注4) 取引金額と期末残高には消費税等は含まれておりません。

収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,584円 99銭
1 株当たり当期純利益	136円 55銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

※記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計 算 書 類 に 係 る 附 属 明 細 書

第109期

2020年4月 1日から

2021年3月31日まで

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細	1 頁
2. 引当金の明細	2
3. 販売費及び一般管理費の明細	3

株 式 会 社 マ キ タ

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

区分	資 産 の 種 類	期 首 帳 簿 価 額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳 簿 価 額	減 価 償 却 累 計 額	期 末 取 得 原 価
有 形 固 定 資 産	建 物	16,817 百万円	12,300 百万円	1 百万円	1,049 百万円	28,067 百万円	30,534 百万円	58,601 百万円
	構 築 物	1,969	666	0	165	2,470	2,639	5,109
	機 械 及 び 装 置	3,498	2,334	38	510	5,284	11,979	17,263
	車 両 運 搬 具	112	42	0	19	135	248	383
	工具、器具及び備品	5,367	2,793	54	1,669	6,437	26,786	33,223
	土 地	17,991	357	10		18,338		18,338
	建 設 仮 勘 定	10,948	11,408	8,382		13,974		13,974
	計	56,702	29,900	8,485	3,412	74,705	72,186	146,891
無 形 固 定 資 産	ソ フ ト ウ ェ ア	973	396	—	355	1,014		
	工 業 所 有 権	741	93	—	217	617		
	そ の 他	995	471	91	39	1,336		
	計	2,709	960	91	611	2,967		

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。
 建 物 岡崎工場 倉庫棟 10,910百万円
 建設仮勘定 埼玉物流センター新設 8,732百万円

2. 引当金の明細

科 目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
貸 倒 引 当 金	6 百万円	9 百万円	6 百万円	9 百万円
役 員 賞 与 引 当 金	194	256	194	256
製 品 保 証 引 当 金	508	600	508	600
退 職 給 付 引 当 金	253	26	41	238
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	326	-	-	326

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額
製 品 発 送 費	3,140 百万円
広 告 宣 伝 費	1,508
役 員 報 酬	207
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	256
給 料 及 び 諸 手 当	12,090
福 利 厚 生 費	2,091
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	299
交 際 費	212
旅 費 交 通 費	243
通 信 費	204
備 品 及 び 消 耗 品 費	506
租 税 公 課	488
外 形 標 準 課 税	1,006
減 価 償 却 費	1,446
研 究 開 発 費	13,491
特 許 関 連 費 用	993
修 繕 費	624
賃 借 料	943
保 険 料	228
燃 料 費	115
水 道 光 熱 費	117
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3
寄 付 金	15
顧 問 料	583
そ の 他	1,822
計	42,630

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 マ キ タ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 泰 行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マキタの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社マキタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 マ キ タ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 泰 行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マキタの2020年4月1日から2021年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社マキタ 監査役会

常 勤 監 査 役 若 山 光 彦 ㊞

常 勤 監 査 役 児 玉 朗 ㊞
(社外監査役)

社 外 監 査 役 山 本 房 弘 ㊞

社 外 監 査 役 井 上 尚 司 ㊞

以 上